

J R 東海 労 幹 関 西 地 「 申 」 第 3 8 号
2 0 1 5 年 3 月 9 日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 田中 守 殿

J R 東海 労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

組合掲示板設置を求める申し入れ

これまでも、再三、職場の組合掲示板の便宜供与を求めてきたが今だに設置されていない職場がある。

組合掲示板の便宜供与を拒否し続けることは、組合活動に支障をもたらし、その弱体化を図ろうとする会社の意図を推認させるもので、労働組合法7条3号の不当労働行為にもあたる。

現在に至るまで不当労働行為を継続し、組合の団結権を違法に侵害することは納得出来ない。よって下記の通り申し入れる。

記

1. 京都駅における組合掲示板設置を早急に便宜供与すること。

以上